

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 30 日 (火) 第 656 号 の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県職員の勤務時間, 休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1

- 鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 2

訓 令

- 鹿児島県非常勤職員の勤務時間, 休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 2

規 則

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第66号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員退職手当支給規則 (昭和60年鹿児島県規則第21号) の一部を次のように改正する。

別記第23号様式から別記第28号様式までの規定中「処分書を受けた日の翌日から起算して3月」を「処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月」に, 「処分書を受けた日の翌日から起算して6月」を「処分があつたことを知つた日から6月」に, 「の通知を受けた日の翌日から起算して」を「があつたことを知つた日から」に改める。

別記第29号様式及び別記第30号様式中「命令書を受けた日の翌日から起算して3月」を「命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3月」に, 「命令書を受けた日の翌日から起算して6月」を「命令があつたことを知つた日から6月」に, 「の通知を受けた日の翌日から起算して」を「があつたことを知つた日から」に改める。

別記第31号様式中「の翌日から起算して」を「から」に改める。

別記第32号様式及び別記第33号様式中「命令書を受けた日の翌日から起算して3月」を「命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3月」に, 「命令書を受けた日の翌日から起算して6月」を「命令があつたことを知つた日から6月」に, 「の通知を受けた日の翌日から起算して」を「があつたことを知つた日から」に改める。

附 則

- 1 この規則は, 令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に通知した改正前の鹿児島県職員退職手当支給規則に規定する様式による書面は, 改正後の鹿児島県職員退職手当支給規則に規定する様式による書面とみなす。

鹿児島県職員の勤務時間, 休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第67号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第15条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「第19条第1項の規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「、当該」を「、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の措置を講ずる期間）

第21条の2 条例第18条の2第2項の規定により知事が人事委員会と協議して定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第68号

鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則（平成20年鹿児島県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

訓 令**鹿児島県訓令第8号**

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年鹿児島県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項第6号中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「前項第5号」を「同項第5号」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 前項第5号に掲げる特別休暇 30分（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業又は前項に掲げる特別休暇（当該子の育児を事由とするものに限る。以下この号において同じ。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇は、1日につき2時間（前項第5号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）から当該部分休業又は前項に掲げる特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間）

第24条第5項中「、第13号及び第14号」を「から第14号まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。